

第1回 板橋区自治基本条例区民ワークショップ 次第

平成 22 年 6 月 17 日(木)19:00～21:00

会場:板橋区役所 9 階大会議室 A・B

1. 開会
2. 区長あいさつ
3. 自己紹介
4. 自治基本条例の検討経過について
5. 区民ワークショップの進め方(案)について
6. 板橋区の概要について
7. 次回の議題と準備(研究)について
8. 閉会

配布資料（※の資料のみ添付しています）

資料1	板橋区自治基本条例区民ワークショップ会員名簿
資料2※	板橋区自治基本条例区民ワークショップ会則(案)
資料3※	第2回に向けた研究～自治基本条例の比較～
参考	自治基本条例制定に向けた説明会 ○講演記録 ○質問・意見要旨 ○アンケート
基礎資料1 別添※	板橋区自治基本条例区民ワークショップのしおり
基礎資料2	板橋区自治基本条例等検討委員会報告書

板橋区自治基本条例区民ワークショップ会則（案）

1. 名 称

「板橋区自治基本条例区民ワークショップ」（以下「ワークショップ」と称します。）

2. 目 的

「(仮称)板橋区自治基本条例」に盛り込むべき提案内容の作成

3. 役 割

- (1) ワークショップは、区民自らが目指す自治のあり方を自治基本条例に反映させるため、幅広く区民の意見を集め、区民意見を反映した提案内容を作成します。
- (2) ワークショップは、提案内容について、より多くの区民に理解と信頼を得られるよう、情報の公開および提供に努めます。
- (3) ワークショップは、平成23年3月31日までに「ワークショップ報告書」を作成し、区長に提出します。

4. 存続期間

ワークショップ設置の日から平成23年3月31日までとします。

5. 会 員

板橋区内に在住・在勤・在学する者で、ワークショップへの参加を申し込んだ個人とします。

6. 構 成

(1) 全体会

- ① 会員全員で構成します。合議に基づくワークショップの意思決定機関とします。
- ② 全体会にコーディネーター（調整役）を置きます。コーディネーターは、ワークショップ全体の議論の目標、到達点および方向性を確認しながら、運営委員会と連携し、ワークショップを円滑に運営します。

(2) 分科会

- ① 全体会に分科会を置きます。分科会は、ワークショップ提案内容の検討を行う場とし、会員はいずれかの分科会に所属するものとします。分科会の設置数および各検討テーマについては、全体会において協議し決定します。
- ② 各分科会にリーダー、サブリーダーおよびファシリテーター（進行役）を置きます。
 - ・リーダーは分科会の検討結果を総括し、全体会に報告する役割を担います。
 - ・サブリーダーはリーダーを補佐する役割を担います。
 - ・ファシリテーターは、分科会の議論を会議のルールに基づいて整理します。分科会を円滑に進める進行役であり、議論の決定権は持ちません。

(3) 運営委員会

ワークショップの円滑な運営を図るため、ワークショップの企画・運営について協議する運営委員会を置きます。構成員はコーディネーター、各分科会リーダー、ファシリテーターとします。

7. 運営方法

ワークショップでは全員の合意を原則とします。

8. 会議のルール

(1) 時間を守ります。

- ① 会議の開始・終了時刻を守ります。
- ② 各メンバーが発言できるよう、発言時間が長くならないように配慮します。
(1回の発言時間は2分以内を目安とします)

(2) 区民全体としての視点から議論を行います。

- ① 一個人としてだけでなく、区民全体を意識しながら議論を行います。
- ② 提案を行うにあたっては、地域、団体の個別利益優先の立場に陥らないよう、配慮します。

(3) 自由な発言を尊重します。

- ① それぞれの発言を尊重し、はじめから発言に対して否定することのないよう、配慮します。
- ② メンバーはすべて平等の立場にあり、自由な発言を行うことを基本としますが、特定の個人や団体等の誹謗中傷となる発言は行わないようにします。

(4) 発言の公平性に配慮し、少数意見も尊重します。

- ① 発言が偏らないよう配慮し、少数意見についても発言の機会を保障します。
- ② 「(仮称)板橋区自治基本条例」に盛り込むべき提案内容について複数の少数意見が出た場合は、少数意見の内容も報告書に記載することを原則とします。

9. 会議の公開

会議は原則として公開とします。ただし、運営委員会等連絡調整のための会議は公開の対象としません。

(1) 傍聴

会場の許す範囲で傍聴も自由とします。ただし、傍聴者には発言権並びに決定権は認めません。また、会議の秩序を乱す行為や、会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。

(2) ワークショップの記録

発言の要旨等を文書として記録し、区ホームページ等で公開します。

公開にあたっては、個人のプライバシーに関わる情報の保護に十分配慮し、発言者名については、匿名とします。また、記録内容について、ワークショップの承認を得た後に公開するものとします。

10. 改正等

この会則に定める内容について見直す必要が生じた場合は、全体会で協議のうえ、改正することができます。また、この会則に定めるもののほか、ワークショップの運営について必要な事項は、その都度全体会で協議のうえ決定します。

第2回に向けた研究 ～自治基本条例の比較～

<研究の概要>

- ・自治基本条例にはおおむね何が定められているのでしょうか。
- ・第2回で予定している自治基本条例の講演の準備として、同じ23区内の「豊島区自治の推進に関する基本条例」、「中野区自治基本条例」や最近の事例である「川口市自治基本条例」を読み比較してみましょう。以下のポイントについて気づいたことをメモしてください。

※中野区 平成17年4月1日施行（20条構成）

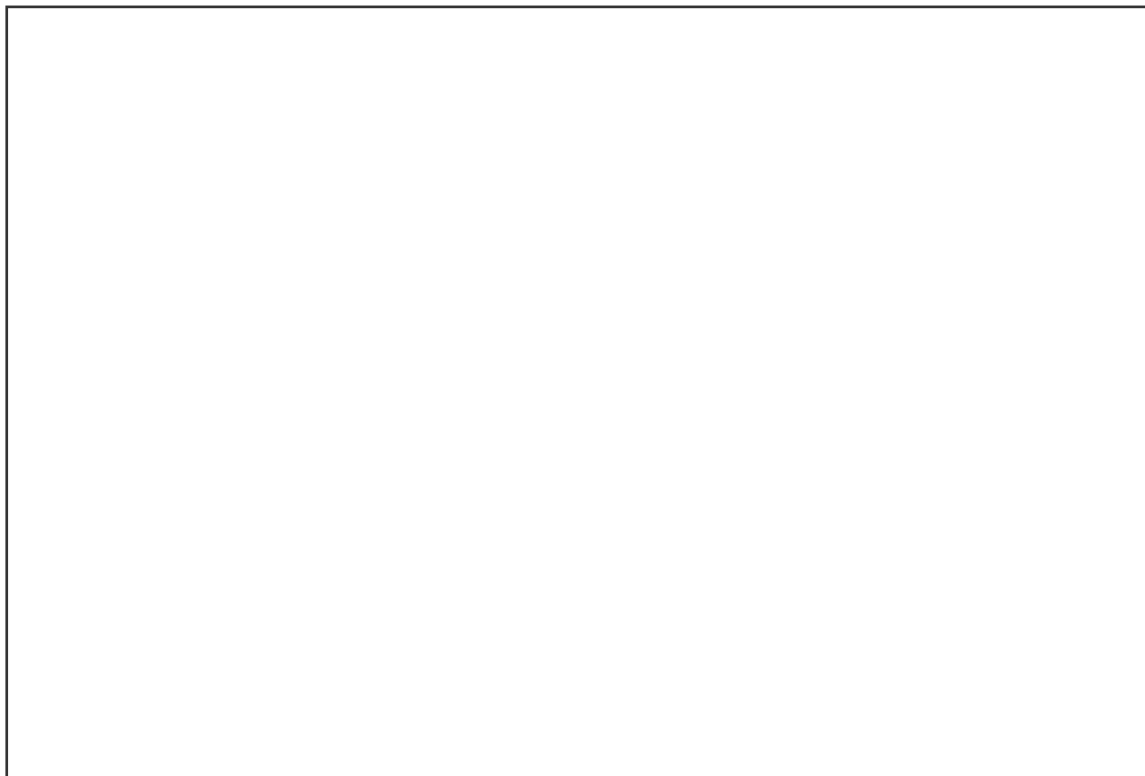
豊島区 平成18年4月1日施行（47条構成）

川口市 平成21年4月1日施行（33条構成）

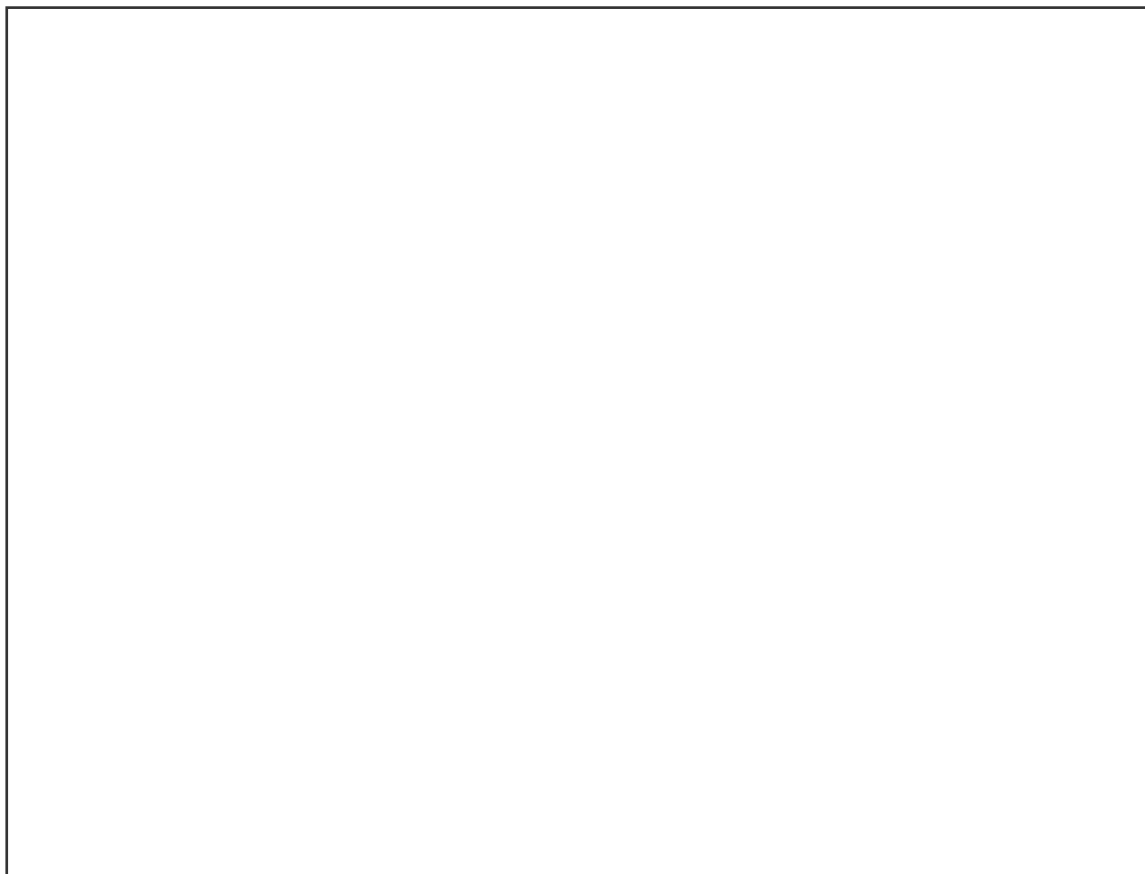
1. 『条例の位置付け』や『見直し』の規定には、どのような共通点や違いがありますか？

2. 『基本理念または基本原則』には、どのような共通点や違いがありますか？

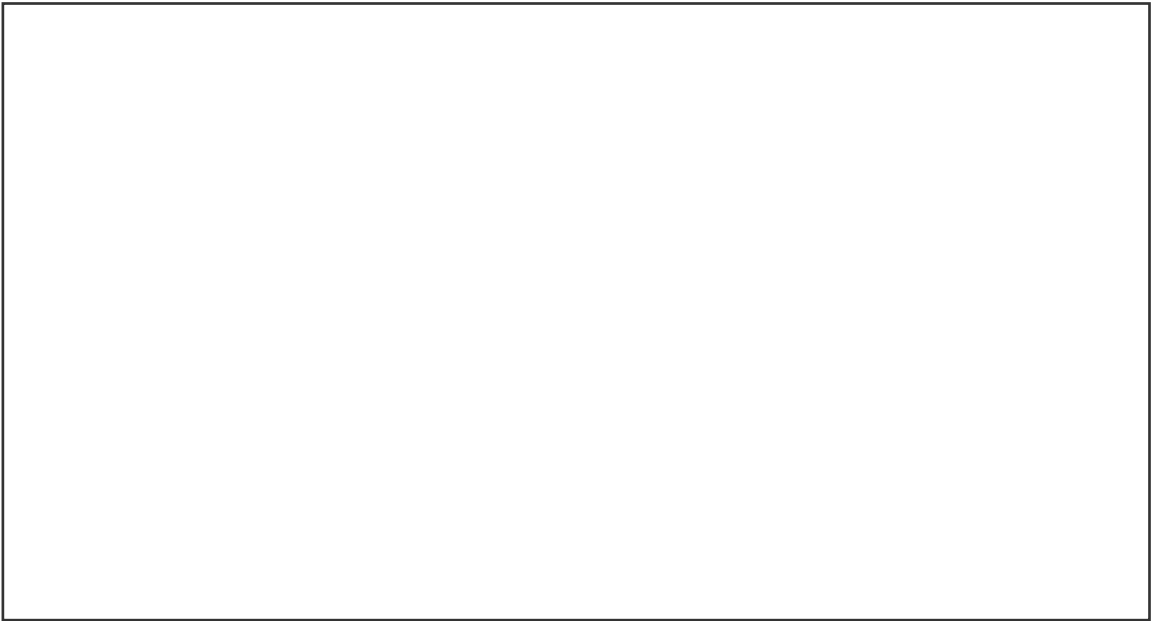
3. 『区民の権利及び責務』にはどのような共通点や違いがありますか？



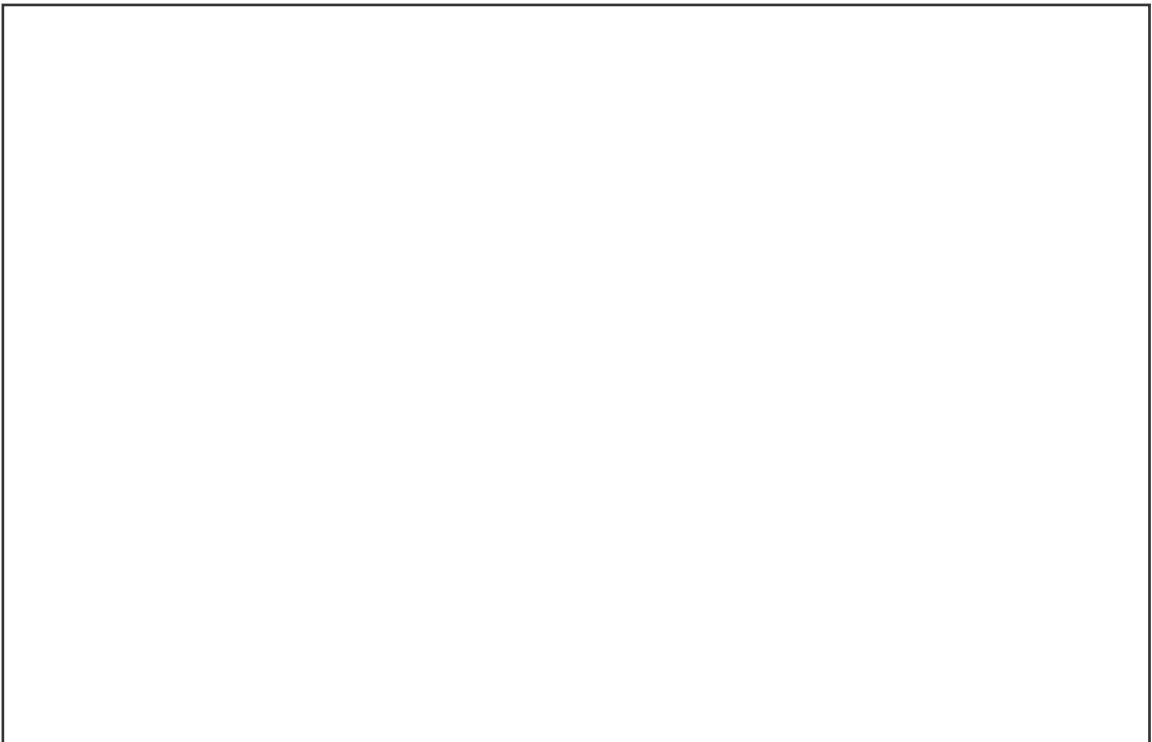
4. 『参加』『協働』などの規定には、どのような共通点や違いがありますか？



5. 『コミュニティ』『地域』などの規定には、どのような共通点や違いがありますか？



6. その他、気づいたことなど自由に記入ください。



ありがとうございました。このシートは、次回、お持ちください。